

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

鋼船規則 H 編  
鋼船規則検査要領 H 編

2015 年 第 2 回 一部改正  
2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 54 号 / 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

# 鋼船規則

## H 編 電気設備

規  
則

### 2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 54 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

2015 年 12 月 25 日 規則 第 54 号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## H 編 電気設備

### 改正その 1

#### 4 章 特殊な貨物を運送する船舶に対する追加規定

#### 4.2 タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船

##### 4.2.4 危険場所の電気設備

-8.を次のように改める。

- 8. 0 種危険場所を通過する内の回路には，次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 絶縁が異常に低くなった場合及び又は漏れ電流が増加した場合に，自動的に回路が遮断されるか又は電圧が印加されないようにすること。ただし，本質安全回路を除く。
  - (2) 短絡，過負荷又は地絡が発生した場合に回路を遮断するための保護装置を設けること。なお，遮断後は，手動によってのみ再接続が可能となるようにすること。

#### 附 則（改正その 1）

1. この規則は，2015 年 12 月 25 日から施行する。

## 1章 通則

### 1.1 一般

1.1.6 を次のように改める。

#### 1.1.6 承認図面及び資料

提出すべき承認図面及び資料は、次のとおりとする。ただし、本会が必要と認めた場合には、その他の図面及び資料を要求することがある。

(1) 図面:

- (a) 電気推進用（以下、本編において「推進用」という。）の発電機，電動機及び電磁滑り継手の全定格，主要な寸法，材料及び重量を記入した組立断面図
- (b) 推進用制御装置の接続図
- (c) 100kW（又は kVA）以上の船用発電機（主，補助，非常用）の全定格，主要な寸法，材料及び重量を記入した組立断面図
- (d) 主及び非常配電盤の組立図（遮断器，ヒューズ，計器，電線等の主要部品の仕様を含む。）及び接続図
- (e) 電気機器及び電路配置図
- (f) 各回路の負荷状況，定格電流，推定短絡電流，電圧降下，ケーブルの種類と導体の大きさ，遮断器の定格と調整値，ヒューズとスイッチの定格，遮断器とヒューズの遮断容量を記入した電路系統図
- (g) 推進用及び発電用半導体電力変換装置（寸法，機器要目，組立断面図）

(2) 資料:

- (a) 推進用制御装置の動作説明書
- (b) 電力調査表
- (c) 高圧電気機器要目表
- (d) タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船にあつては，危険場所を示す図面及び同場所に使用する電気機器の一覧表
- ~~(e) 蓄電池保守記録書（1.1.8 参照）~~
- (~~e~~) 規則 R 編 19.3.2 の適用を受ける危険物を積載する船舶にあつては，当該危険物の積載場所に使用する電気機器の一覧表

### 附 則（改正その2）

1. この規則は，2016年1月1日から施行する。

## 2章 電気設備及びシステム設計

### 2.9 ケーブル

#### 2.9.11 火災に対する考慮

-3.(2)を次のように改める。

- 1. ケーブルは、ケーブルが本来有する難燃性を損わないように敷設しなければならない。
- 2. 重要用途及び非常用の動力，照明，船内通信，信号及び航海装置用のすべてのケーブルは，A 類機関区域及びその囲壁，調理室，洗濯機室並びにその他火災の危険の高い区域を可能な限り避けて敷設されなければならない。非常配電盤と消火ポンプを接続するケーブルが，火災の危険の高い区域を通過する場合には，このケーブルは耐火性のものとしなければならない。これらのケーブルは，可能な限り，隣接区域の火災による隔壁を通じてもたらされる熱により，電力の供給が損われないように配置し敷設しなければならない。
- 3. 発電機と主配電盤を接続するケーブルは，次の**(1)**から**(3)**の場合を除き，他の発電機用原動機及び燃料油清浄機の上方向並びに燃料油清浄機室を通過してはならない。
  - (1) 複数の発電機と主配電盤を接続するケーブルを少なくとも2系統に分け，分離して敷設する場合
  - (2) 外径が 20mm を超えるケーブルにあつては IEC 60331-1，外径が 20mm 以下のケーブルにあつては IEC 60331-21 若しくは IEC 60331-2 の試験に合格した耐火ケーブルを使用する場合
  - (3) 本会が適当と認める防火措置を施す場合

## 附 則 (改正その3)

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## 4章 特殊な貨物を運送する船舶に対する追加規定

### 4.8 自走用の燃料をタンクに有する自動車を積載するための閉囲された貨物倉及び同貨物倉の閉囲された隣接区画等

4.8.1 を次のように改める。

#### 4.8.1 閉囲された貨物倉等の電気設備

自走用の燃料をタンクに有する自動車を積載するための閉囲された貨物倉及び同貨物倉の閉囲された隣接区画については、~~鋼船規則~~**R 編 20.3**によらなければならない。

4.8.2 及び 4.8.3 として次の2条を加える。

#### 4.8.2 自走用の圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を貨物として積載する貨物倉の電気設備

R 編 3.2.54 に定義される自動車運搬船の貨物倉であって自走用の圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を積載するものについては、R 編 20A.3 によらなければならない。

#### 4.8.3 自走用の圧縮水素をタンクに有する自動車を貨物として積載する貨物倉の電気設備

R 編 3.2.54 に定義される自動車運搬船の貨物倉であって自走用の圧縮水素をタンクに有する自動車を積載するものについては、R 編 20A.4 によらなければならない。

### 附 則 (改正その4)

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、従前の例によることができる。

## 2章 電気設備及びシステム設計

### 2.17 高圧電気設備

#### 2.17.3 構造及び据付け

-21.を次のように改める。

-21. 引出し形の遮断器及びスイッチの固定接点は、引出し位置で充電接点が自動的にシャッターで覆われるものでなければならない。シャッターは、回路の電源側及び給電側を明確に判別できる表示又は色別を施さなければならない。

-29.及び-30.として次の2項を加える。

-29. 高圧配電盤及び高圧制御盤は、IEC 62271-200 に定める内部アーク等級を有するものでなければならない。内部アーク等級は、当該設備への近接者を許可された人員のみに制限する場合には Accessibility Type A で差し支えないが、近接者に制限のない場合には Accessibility Type B としなければならない。

-30. 高圧配電盤及び高圧制御盤の設置及び配置は、上部天井（上端）との距離を含め、内部アーク等級及び Classified sides（前面、側面及び後面）に対応したものとしなければならない。

#### 2.17.6 試験

-2.を次のように改める。

-2. 高圧配電盤及び高圧制御盤は、製造工場等において、本会の適当と認める規格に従って内部アーク短絡試験を行わなければならない。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、同一形式の2台目以降の高圧配電盤及び高圧制御盤について当該試験を省略することができる。

-4.を次のように改める。

-4. 高圧ケーブルは、船内敷設後に定格電圧  $U_0$  の ~~4.2~~ 倍の直流電圧を15分間加える試験を行い異常がないことを確認しなければならない。ただし、定格電圧  $U_0/U$  が  $1.8/3kV$  ( $U_m$  は  $3.6kV$ ) を超える高圧ケーブルを使用する場合には、本会は別に定める試験を代替試験として認めることがある。

この場合において、 $U_0$ 、 $U$ 、 $U_m$ は次による。

$U_0$ ：ケーブルを設計するときの、導体と対地又は金属遮蔽間の定格周波電圧

$U$ ：ケーブルを設計するときの、導体間の周波電圧

$U_m$ ：機器に使用する最高系統電圧の最高値

## 附 則 (改正その5)

1. この規則は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

---

# 鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要  
領

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第74号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## H 編 電気設備

### 改正その1

#### H1 通則

##### H1.1 一般

H1.1.6 を次のように改める。

##### H1.1.6 承認図面及び資料

規則 H 編 1.1.6(2)(d)及び(fe)にいう「電気機器の一覧表」は、次のものを含むこと。

- (1) 防爆形電気機器の装備場所，種類，型式（試験機関名及び証明書番号），製造者，数量及び用途
- (2) 換気，加圧保護，エアロック等の危険場所の種別及び範囲に影響を与える条件並びにその有効性を証明する資料（該当する場合に限る。）

#### 附 則（改正その1）

1. この達は，2016年1月1日から施行する。

## H2 電気設備及びシステム設計

### H2.1 一般

#### H2.1.3 構造, 材料, 据付け等

表 H2.1.3-7.を次のように改める。

表 H2.1.3-7. 塗料庫及びその近接区域に設置が認められる電気設備

設置場所		使用又は設置が認められる電気設備
(a)	塗料庫内	① 次に掲げる承認された安全型の電気機器でグループ <i>IIB</i> , 温度等級 <i>T3</i> 以上のもの及びこれに関連するケーブル - 本質安全防爆形電気機器 ( <i>Exi</i> ) - 耐圧防爆形電気機器 ( <i>Exd</i> ) - 内圧防爆形電気機器 ( <i>Exp</i> ) - 安全増防爆形電気機器 ( <i>Exe</i> ) ② 通過ケーブル ③ <b>R4.5.4-1.(2)</b> に適合する火花を生じない構造の通風機。当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には, <u>13mm×13mm</u> メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。
(b)	給気及び排気用ダクト内	
(省略)		

### H2.11 蓄電池

#### H2.11.5 換気

-4.を次のように改める。

-4. 規則 H 編 2.11.5-3.に規定する機械式排気通風装置を使用する場合の「ケーシングに接触しても火花を生じないもの」とは, **R4.5.4-1.(2)**に適合する~~火花を生じない構造のもの~~通風機をいう。この規定の適用上, 当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には, 13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

H2.11.6 を次のように改める。

#### H2.11.6 電気装置機器

独立行政法人産業安全研究所技術指針・工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆 2006)に規定される爆発等級 *d3*, 発火度 *G1* ~~以上に分類されるもの~~と認められたものは, *IEC 60079* に規定されるガス蒸気グループ *IIC*, 温度等級 *T1* に分類されるものと同等以上として扱う。

## H2.16 防爆形電気機器

### H2.16.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 次に掲げる防爆形電気機器は、IEC 60079 に適合するものと同等に取り扱う。

(1)から(3)は省略)

(4) 「独立行政法人産業安全研究所技術指針・工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）」に適合すると認められた防爆形電気機器

ただし、対象となる爆発性ガス又は蒸気が IEC 60079 に基づいて分類されるものと必ずしも一致しない場合があるため、使用が制限されることがある。

((5)は省略)

## H4 特殊な貨物を運送する船舶に対する追加規定

### H4.2 タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船

#### H4.2.4 危険場所に設置可能な電気設備

-3.を次のように改める。

-3. 規則 H 編 4.2.4-2.にいう「安全に使用できることが確認されたもの」とは、次をいう。

(1) タンカーのうち原油又は石油生成物のみをばら積して運送する船舶にあっては、規則 H 編 2.16 の規定に適合する防爆形電気機器であって、IEC60079-0 に定めるガス蒸気グループ IIA、温度等級 T3 以上のもの若しくは独立行政法人産業安全研究所が発行する「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）」に定める爆発等級 d1、発火度 G3 以上と認められたもので、かつ、規則 H 編 1.2.1-4.の規定により防爆形電気機器として形式試験に合格したもの又はこれと同等のもの並びに構造上発火源となるおそれがないと認められた電気機器

(2) 液化ガスばら積船にあっては、規則 N 編 10.1.5 の規定に適合する電気機器

(3) 危険化学品ばら積船にあっては、規則 S 編 10.1.5 の規定に適合する電気機器

H4.2.6 として次の 1 条を加える。

#### H4.2.6 危険場所の通風

規則 H 編 4.2.6-3.の規定の適用上、当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

## H4.9 石炭運搬船

### H4.9.1 貨物倉の電気設備

-1.及び-3.を次のように改める。

-1. 規則 H 編 4.9.1-2.(1)にいう「本会が適当と認める防爆形で炭じん中でも安全に使用できる保護外被を有するもの」とは、規則 H 編 2.16 の規定に適合する本質安全防爆形、耐圧防爆形又は内圧防爆形電気機器であって、IEC 60079-0 に定めるガス蒸気グループ IIA、温度等級 T4 以上のもの若しくは独立行政法人産業安全研究所・~~が発行する~~「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）」に定める爆発等級 d1，発火度 G4 以上と認められたもので、かつ、H2.1.3-4.の規定による IP55 相当以上の保護外被を有するものをいう。

-2. (省略)

-3. 規則 H 編 4.9.1-2.(4)にいう「火花を生じない構造のもの」とは、R4.5.4-1.(2)に適合する通風装置をいう。この規定の適用上、当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

#### 附 則（改正その 2）

1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%\*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

\*高速船については、1%を 3%に読み替える。

## H2 電気設備及びシステム設計

### H2.9 ケーブル

#### H2.9.11 火災に対する考慮

-6.を次のように改める。

-6. 規則 H 編 2.9.11-2.に規定する区域に前H2.9.11-3.に掲げる装置のケーブルを敷設することが避けられない場合には、外径が 20mm を超えるケーブルにあっては IEC 60331-1、外径が 20mm 以下のケーブルにあっては IEC 60331-21 若しくは IEC 60331-2 の試験に合格した耐火ケーブルを使用するか、又は、これらのケーブルを A-60 相当以上の防熱を施した鋼管内又は鋼製ダクト内に敷設すること。（図 H2.9.11-1.参照）ただし、前同-3.(5)に掲げる火災の際に使用される装置が次の(1)から(3)のいずれかに適合する場合を除く。

- (1) ケーブルの短絡及び断線に対する自己監視機能により、装置の機能を維持することができる。
- (2) ケーブルが短絡及び断線した場合であっても、装置の機能を維持することができる。
- (3) ケーブルを2重化し、できる限り離して敷設することにより、装置の機能を維持することができる。

-7.を-8.に改め、-7.として次の1項を加える。

-7. 前-6.の規定に関わらず、非常用消火ポンプに接続するケーブルの敷設にあっては、次の(1)及び(2)によること。

- (1) 主消火ポンプ及びそれを駆動するための動力源のある機関区域を通過させてはならない。
- (2) その他の火災の危険の高い区域については、前-6.に定める試験に合格した耐火ケーブルを使用する場合にのみ通過させることができる。

-7.8. (省略)

## 附 則 (改正その3)

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## H2 電気設備及びシステム設計

### H2.17 高圧電気設備

#### H2.17.3 構造及び据付け

-1.を次のように改める。

-1. 規則 H 編 2.17.3-1.にいう「本会が適当と認める規格」とは、次に示す IEC 規格、又は、これと同等以上の規格をいう。規格は最新版によるものとする。

(1) 変圧器

*IEC 60076 Power transformers*

(2) 配電盤及び制御盤

~~*IEC 60694 Common specification for high voltage switchgear and controlgear standard*~~

*IEC 62271-1 High-voltage switchgear and controlgear-Part 1: Common specifications*

*IEC 62271-200 High-voltage switchgear and controlgear-Part 200:*

*A.C. metal-enclosed switchgear and controlgear for rated voltages above 1 kV and up to and including 52 kV*

*IEC 62271-201 High-voltage switchgear and controlgear-Part 201:*

*AC solid-insulation enclosed switchgear and controlgear for rated voltages above 1 kV and up to and including 52 kV*

(3) 高圧交流遮断器

*IEC 62271-100 High-voltage switchgear and controlgear-Part 1 :*

*High-voltage alternating-current circuit breakers*

(4) 高圧ヒューズ

*IEC 60282-1 High-voltage fuses: Part 1: Current limiting fuses, Part 2:*

*Expulsion fuses*

(5) 高圧スイッチ

~~*IEC 60265 High voltage switches*~~

*IEC 62271-103 High-voltage switchgear and controlgear - Part 103:*

*Switches for rated voltages above 1 kV up to and including 52 kV*

(6) 高圧交流接触器

~~*IEC 60470 High voltage alternating current contactors and contactor based motor starters*~~

*IEC 62271-106 High-voltage switchgear and controlgear - Part 106:*

*Alternating current contactors, contactor-based controllers and motor-starters*

(7) 計器用変成器

~~*IEC 60044 Instrument transformers*~~

*IEC 61869-1 Instrument transformers - Part 1: General requirements*

-5.を次のように改める。

-5. 規則 H 編 2.17.3-23.にいう「本会の適当と認めるところ」とは、~~IEC 60694(1996)~~ 62271-1 第 4.2 項に従ったインパルス耐電圧試験を行うことにより十分な絶縁性能が確認された場合、空間距離の規定値を低減することをいう。

#### 附 則 (改正その 4)

1. この達は、2016 年 7 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

#### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号 (船番等) は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。